

第3章 尾張国分寺跡の概要

本章では、尾張国分寺跡の史跡としての価値について、史跡指定地の現状と尾張国分寺に関する調査研究や発掘調査の沿革と成果、史跡を構成する諸要素から記述する。

第1節 史跡指定地の現状

1 現状

尾張国分寺跡は、市の中央部やや東寄りの矢合町・堀之内町に所在する。

古代尾張国における重要な水上交通路であった三宅川左岸の自然堤防状微高地上に立地し、標高は2～4mである（資料1）。

史跡指定地には、現在までに金堂跡、塔跡、講堂跡などが確認されており、東西約200m、南北約300m以上の寺院であったことがわかっている。塔跡は、金堂跡の南東約50mに位置し、「尾張国分寺舊址」の石碑が立てられており、礎石が4個見られる。

史跡指定地は25,321.12㎡の面積があり、道路（8筆、1,031.60㎡）を除くとすべて民有地（96筆、24,289.52㎡）である。なお、史跡指定地の対象範囲の中には、未指定となっている土地が一筆存在する。

今後保護を要する区域を含めると、約7万㎡の面積となり、その中には、図9に示したとおり、農業用水路が2路線流れている。

史跡指定地及び今後保護を要する区域には、道路や水路のほか、一部の水田を除き、その土地利用のほとんどが畑地であり、畑地には植木・苗木が栽培されている（図6、写真1）。



写真1 尾張国分寺跡周辺の航空写真（平成20年撮影）

史跡指定地の土地利用は、田・畑・公共用道路である。このうち田が6.6%、畑が89.3%、合計で95.9%を占めている。

今後保護を要する区域の土地利用は、田・畑・公共用道路・水路である。このうち田が26.3%、畑が60.3%、合計で86.6%を占めている。

表2 土地利用形態別面積

| 地目 | 史跡指定地 | | 今後保護を要する区域 | |
|-------|---------------------|-------|---------------------|-------|
| | 面積(m ²) | 比率(%) | 面積(m ²) | 比率(%) |
| 田 | 1,678.91 | 6.6 | 11,391.38 | 26.3 |
| 畑 | 22,610.61 | 89.3 | 26,168.82 | 60.3 |
| 公共用道路 | 1,031.60 | 4.1 | 3,190.67 | 7.4 |
| 水路 | — | — | 2,638.00 | 6.1 |
| 計 | 25,321.12 | 100.0 | 43,388.87 | 100.0 |

注：地目については登記簿の表記による。

所有状況については、公共用道路・水路は国土交通省、愛知県、稲沢市、土地改良区である。史跡指定地で95.9%が私有地であり、今後保護を要する区域は86.1%が私有地である。

表3 所有者別面積

| 所有 | 史跡指定地 | | | 今後保護を要する区域 | | |
|---------------|---------------------|-------|-------|---------------------|-------|-------|
| | 面積(m ²) | 比率(%) | 筆数(筆) | 面積(m ²) | 比率(%) | 筆数(筆) |
| 国・県・市 | 1,031.60 | 4.1 | | 4,176.93 | 9.6 | |
| 宮田用水 土地改良区 | — | — | — | 1,838.94 | 4.2 | |
| 私有地 | 24,289.52 | 95.9 | 96 | 37,373.00 | 86.1 | 142 |
| 計 | 25,321.12 | 100.0 | 96 | 43,388.87 | 100.0 | 142 |

注：所有については登記簿の表記による。

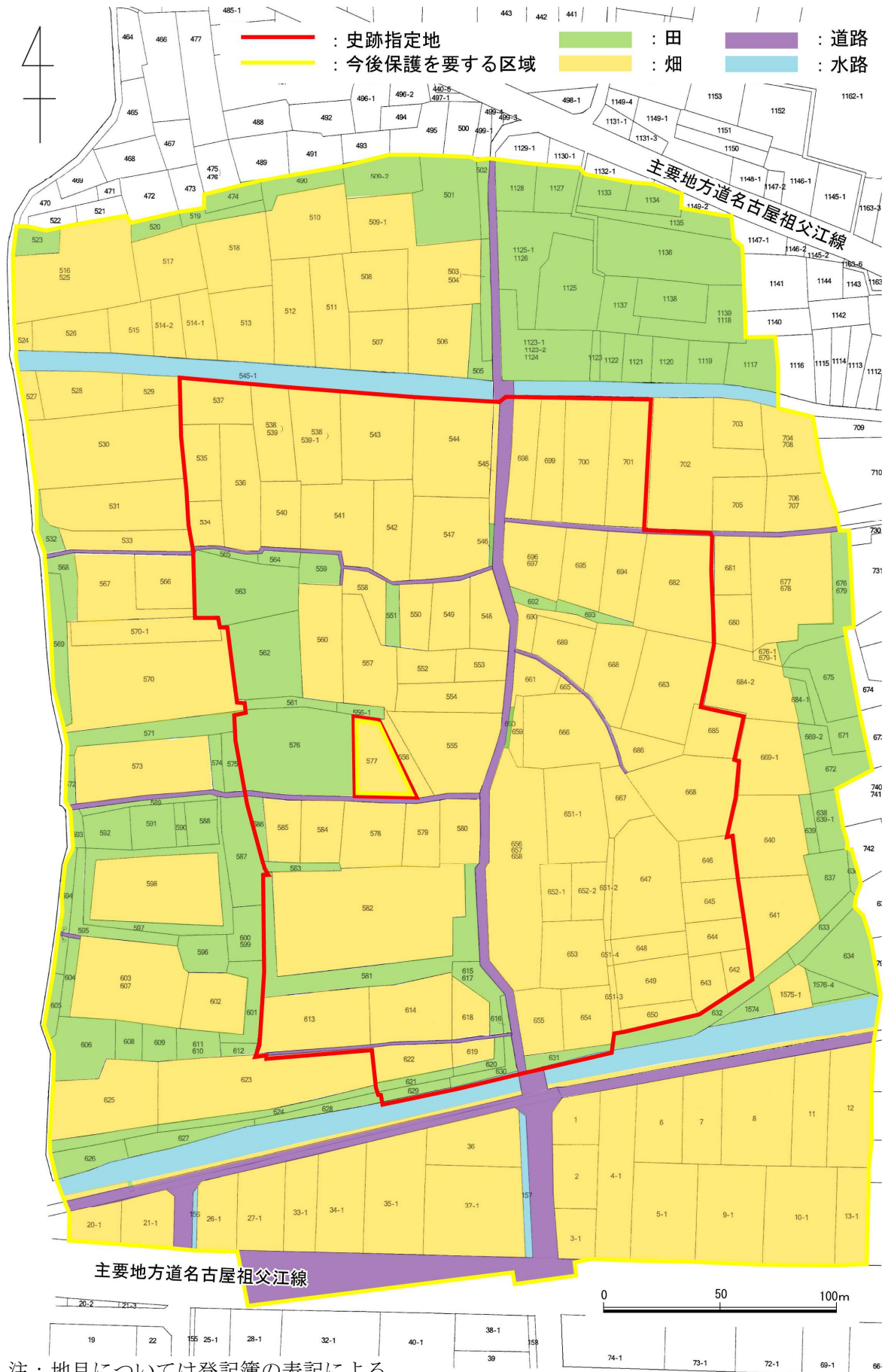


図8 土地利用区分図



①石碑



②礎石



④案内看板



③説明看板



⑤塔跡進入路

写真2 史跡指定地の範囲の現況写真（図9）

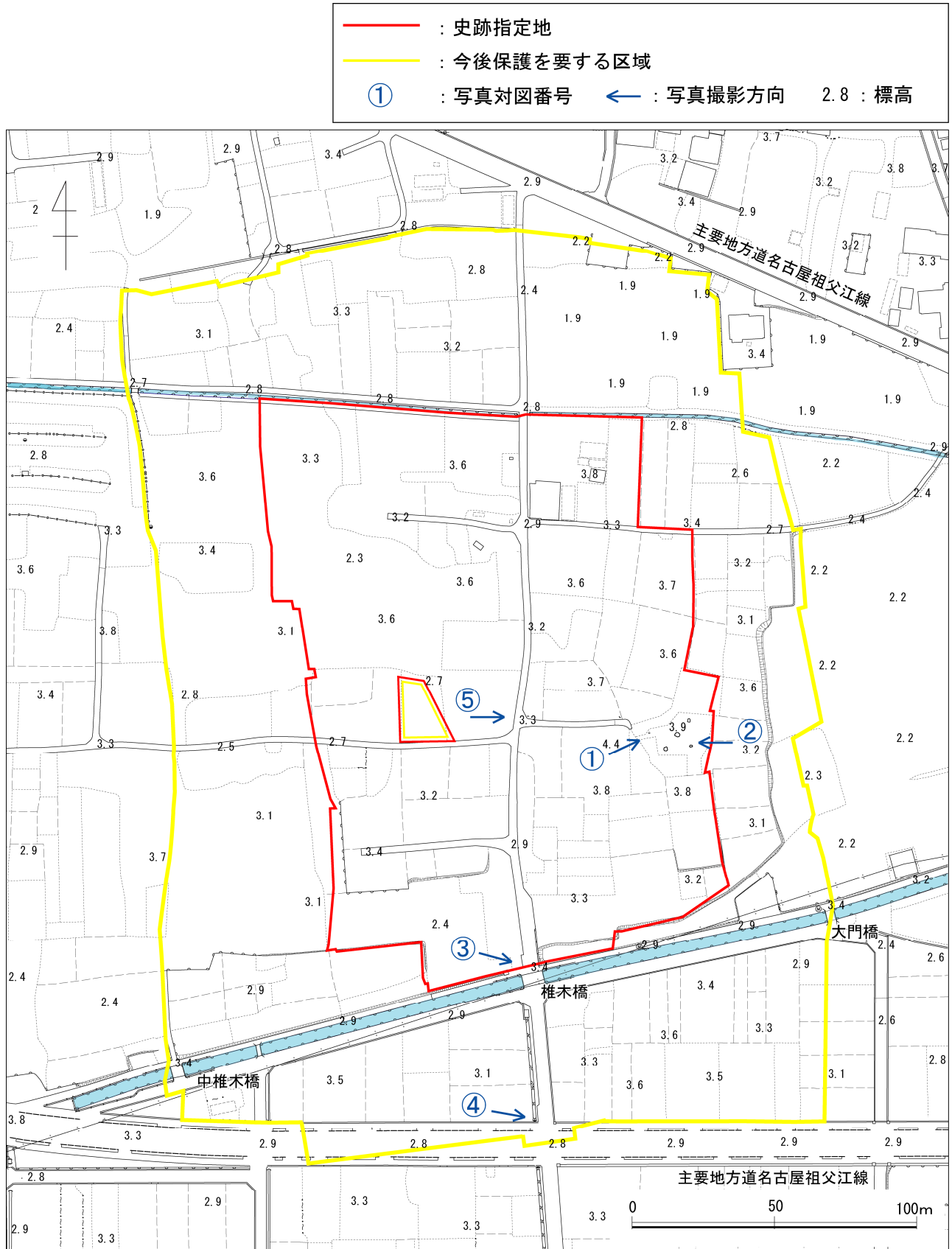


図9 史跡指定地の範囲を示す地図

2 終戦直後との比較

終戦直後の写真と現状を比較すると、史跡指定地近辺の住宅の配置は変化していないが、史跡指定地周辺の土地利用は、道路や JR 東海道新幹線が新たに整備されるなど市街化が進行しているため、保存管理が必要なことがみてとれる。

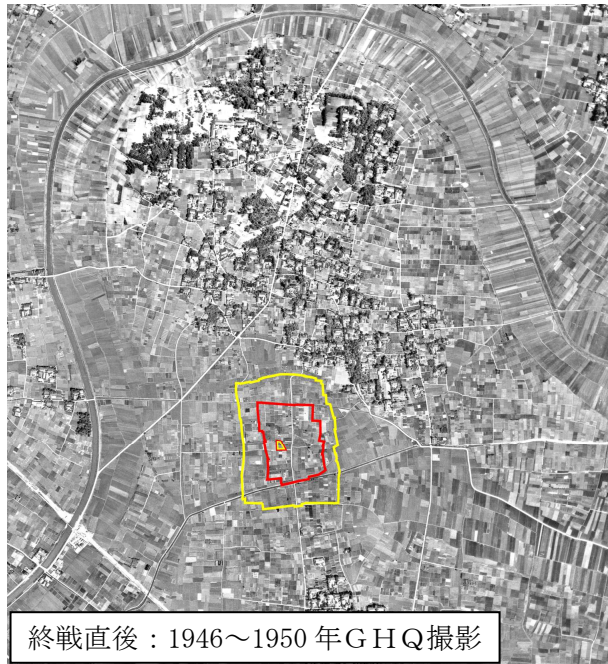


写真3 航空写真

3 明治時代との比較

明治時代に作成された地籍図と現状を比較すると、史跡指定地一帯は土地改良事業が実施されることがなく、現在の地割は江戸時代からほとんど変化せずに残ったものと推定される。

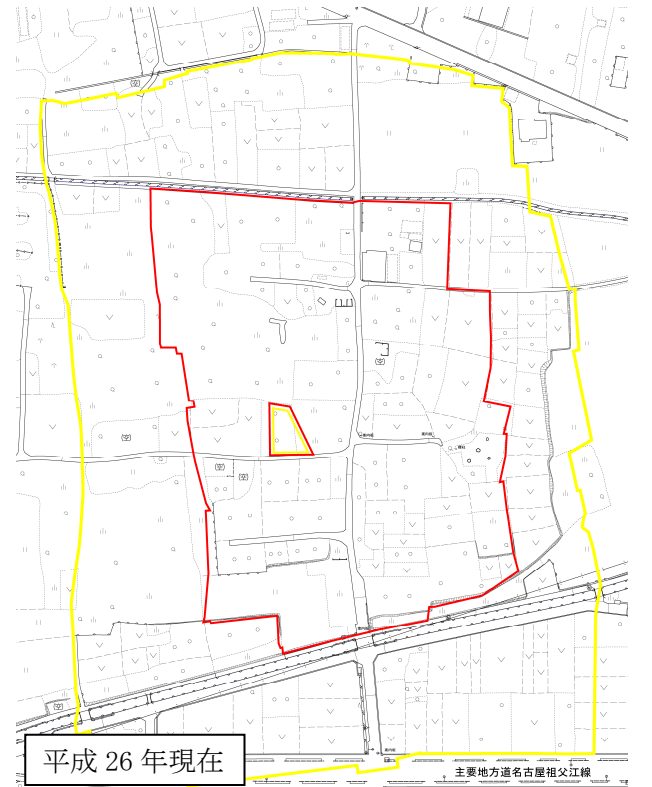
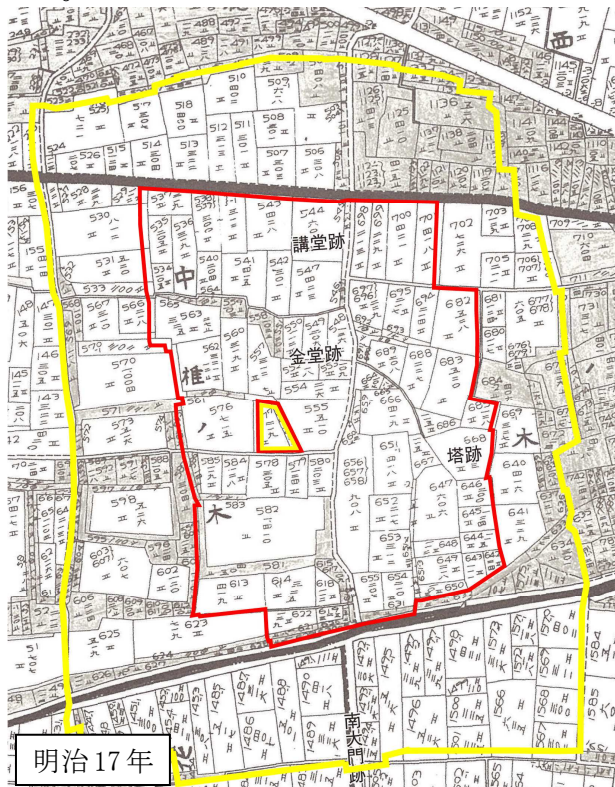


図10 地籍図・都市計画図

4 江戸時代後期との比較

江戸時代後期の近世村絵図で、矢合村と堀之内村（堀ノ内村）をみると、次のようなことが言える。

- 三宅川の流形は、変わっていない。
- 江戸時代から集落があり、現在も続いている。
- この時代から、以下の寺院や神社・石仏など歴史的文化的資源が集積している。
 円興寺（現国分寺）、十王堂（十王寺）、三島宮（三島社）、円光寺、若宮八幡（菘園神社）、権現宮（三社神社）、市神宮（市神社）、鈴置大明神（鈴置神社）など
- 矢合村と堀之内村の村境には御用水がある。現在は道路で隣接しているが、道路・用水が大きな村の境だった。
- 江戸時代後期から続く集落や社寺・石仏などの歴史的文化的資源を地域全体で大切にしていく必要がある。

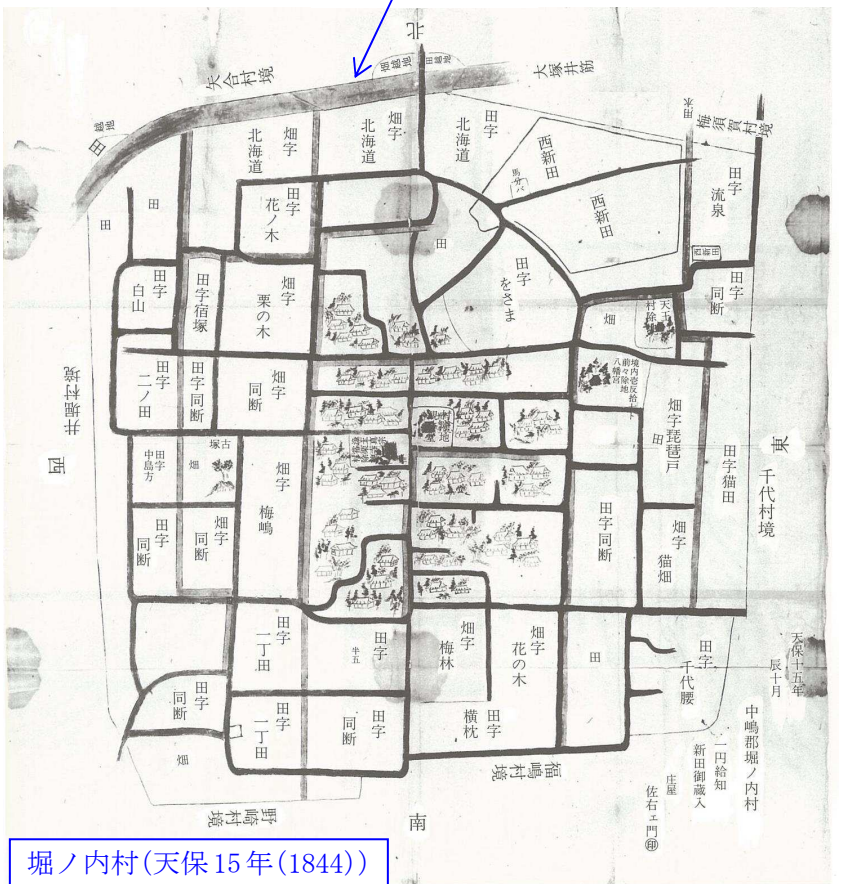
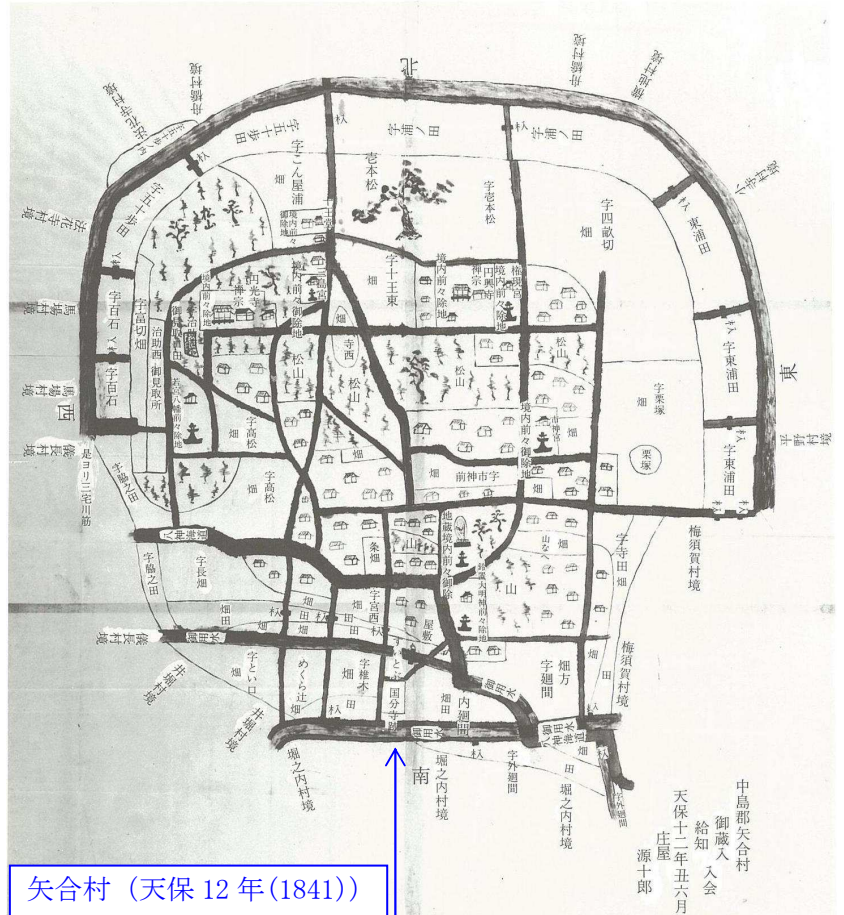


図 11 近世村絵図

出典：近世村絵図-解説図-
 稲沢市教育委員会 1982

第2節 尾張国分寺に関する調査研究

1 尾張国分寺の沿革

(1) 古代

尾張国分寺の文献上の初見は『続日本紀』の記事で、天平勝宝元年(749)5月15日の条に尾張国山田郡の外従七位下生江臣安久多^{いくえのおみあくと}が知識物(注1)を、神護景雲元年(767)5月20日の条に尾張国海部郡主政外正八位下刑部岡足^{おさかべのおかたり}が米一千斛(石)^{こく}をそれぞれ国分寺に献じ、ともに外従五位下を授けられたとある。

次に、神護景雲3年(769)9月8日の条には、美濃国との境の鵜沼川(現木曾川)の氾濫によって、葉栗・中嶋・海部3郡に被害があり、下流にある国府と国分寺・国分尼寺が危険であると尾張国から報告されたとあり、この時期には既に尾張国分寺・尾張国分尼寺が完成していたと思われる。

さらに宝亀6年(775)8月22日の条には、異常な風雨によって人畜多数にわたり被害を受け、国分寺や諸寺の塔19棟が破壊されたと伊勢・尾張・美濃3国から報告されたとある。

『日本紀略』の元慶8年(884)8月26日の条には、尾張国分寺が焼損したため、愛智郡定額寺願興寺を国分金光明寺とするという勅の記事があり、この時期には創建国分寺が廃絶していたと思われる。なお、この願興寺は名古屋市中区正木四丁目ほか所在の尾張元興寺跡に比定されている。

その後、空也(注2)が二十余歳の時に尾張国分寺で剃髪したとされ、920年代には尾張国内のどこかに尾張国分寺が存在していたことになる〔水野1983〕。

注1 知識物：仏教の信者が善業を積み重ねるために寺院や仏像の建立や維持、写経などの事業のために提供する財物や労力のことである。

注2 空也(903~972)：平安中期の僧。空也念仏の祖。生地・出自など未詳。諸国を巡歴して南無阿弥陀仏^{みょうごう}の名号を唱え、教化^{きょうげ}に努めながら道・橋・寺などを造り、市の聖^{いちひじり}・阿弥陀聖^{あみだひじり}とよばれた。

(2) 中世

空也が剃髪してから400年余りは具体的な記録はなく、鎌倉市の『円覚寺文書』の正中2年(1325)2月15日の蓮浄寄進状に「三宅郷内国分溝口両村」の記述がある。

愛知県一宮市の『妙興寺文書』には、鎌倉時代から室町時代にかけて、「国分領」あるいは「国分地」など関連する記述がみられる。同様の記載は応永33年(1426)、文安元年(1444)、長禄2年(1458)、長享元年(1487)などの『妙興寺文書』にも見られる。

これらの中世文書は、14世紀ごろから後には、現在の矢合町椎ノ木の寺院跡周辺に、「国分領」あるいは「国分寺地」という土地があり、明確な位置の特定は無理であるが、椎ノ木付近に国分寺があったことを示している。

(3) 近世

江戸時代の地誌『塩尻』(享保以前に刊行)には矢合に国分寺があったという説を提

唱しており、その後の『張州志略』・『尾張国名蹟略志考』・『張州府志』・『蓬州旧勝録』・『尾張志』・『尾張名所図会』も同説を支持している。これらのうち、『尾張名所図会』（天保15年(1844)刊行)には当時の国分寺跡や円興寺・円光寺・鈴置神社が点在する矢合村の様子が描かれている。それによると国分寺跡は薄^{すすき}が生え、完全な平坦地ではなく、所々に土の盛り上がった部分が見られるようである。なお、『尾張徇行記』（寛政4年(1792)～文政5年(1822)刊行)のみが、「国分寺は、往古稲島村にあり。天平5年(733)洪水のため萩園の里へ徒せり。」とあり、稲島から矢合への移転説をとっている。

(4) 近現代

現在の尾張国分寺跡は、江戸時代の多くの地誌が唱えてきた比定地で、塔跡には大正4年(1915)に建立された「尾張國分寺舊址」の石碑がある。なお、矢合町城跡に所在する臨済宗妙心寺派寺院の鈴置山国分寺は、もとは「円興寺」と称していたが国分寺跡に残った一堂を境内に移し、国分寺堂と称していたことから寺号の変更を願い出て、明治19年(1886)「国分寺」との改名を許されたものである。

参考文献

水野柳太郎編 1983『新修稲沢市史 資料編七 古代・中世』新修稲沢市史編纂会事務局54～56、70頁
水野柳太郎編 1988『新修稲沢市史 資料編五 地誌下』新修稲沢市史編纂会事務局 386～403頁

2 発掘調査の沿革と成果

(1) 発掘調査の経過

尾張国分寺は、江戸時代の地誌などの資料によって矢合町の地に建てられたと推測されてはいたものの、詳細は不明であった。そこで、中部日本新聞社（現中日新聞社）主催、愛知県、稲沢市、名古屋鉄道、東海テレビなどの協力事業として、当時奈良国立博物館長であった石田茂作が団長となり、奈良国立文化財研究所員などが参加して、昭和36年度に初めて発掘調査が行われた。

この第1次調査により、寺院の主要な建物である金堂跡・塔跡の位置や基壇の規模などが確認され、初めて尾張国分寺が矢合町にあったことが証明された〔浅野1968〕。

その後、県道建設工事に伴い平成3～4年に財団法人愛知県埋蔵文化財センターが調査を行い、国分寺寺域の南端と西端を示すと思われる溝を確認した〔蟹江1994〕。

この調査をきっかけとして、市は尾張国分寺跡の範囲を確認するために、平成8年から調査を再開し、これまでに15回の発掘調査を実施した。

(2) 発掘調査の成果

尾張国分寺跡の19次にわたる発掘調査により、金堂跡、塔跡の基壇様式・規模及び講堂跡、金堂に取りつく回廊など中心伽藍の配置をはじめ、南門跡と、寺域南西を区画すると推定される溝の確認から、寺域規模の概要が明らかとなっている。また、出土遺物、特に軒先瓦の分析により、国分寺の創建から元慶8年の焼損のため国分寺が尾張元興寺へ移されたとする『日本紀略』の記述と合致し、文献史料と考古学の成果から尾張国分寺の変遷を知ることができる貴重な遺跡であることが明らかとなった。

参考文献

浅野清 1968 「尾張国分寺の発掘調査」『稲沢市史』稲沢市役所 393～426 頁

蟹江吉弘他 1994 『愛知県埋蔵文化財センター発掘調査 第 52 集 堀之内花ノ木遺跡』財団法人愛知県埋蔵文化財センター

表 4 尾張国分寺跡調査履歴

| 回数 調査年度 | 内 容 |
|-------------------|---|
| 第 1 次 昭和 36 年度 | 金堂・塔ともに瓦積基壇で、金堂の基壇が東西 25.6m×南北 21.6mの規模であること、塔が金堂の南東約 50mに位置しその基壇が一辺 14.7mないし 14.5mの規模であること、回廊が金堂の西面に取り付いていたことが確認された。 |
| 第 2 次 昭和 57 年度 | 寺跡関係の遺構は検出できず、中世以降の溝 3 条と旧用水路の発見にとどまった。 |
| 第 3 次 平成 3 年度 | 寺域の西端を示すと思われる南北の溝 SD13 と、SD13 と直交し寺域の南端を示すと思われる東西の溝 SD30 が検出された。 |
| 第 4 次 平成 8 年度 | SD13 の延長を確認するため、金堂跡西約 60mの畑地を調査した。しかし、SD13 と同一と思われる溝は検出できず、寺域の西端はさらに西に存在すると予想された。 |
| 第 5 次 平成 9 年度 | 春期は寺域の西端を確認するため、金堂跡西約 100mの畑地を調査したが、遺構は検出できなかった。西端はこの調査区と第 4 次調査区の間と推定された。 秋期は寺域の北端及び東端を確認するため、金堂跡北東約 80mの畑地を調査した。北端及び東端は確認できなかったが、古代末～中世前期とされる南北方向の大溝が検出できた。 |
| 第 6 次 平成 10 年度 | 第 4 次調査と第 5 次春期調査の結果により、両調査区の間が寺域の西端と推定、金堂跡西約 90mの田・畑地を調査した。しかし、中世前期の屋敷地の溝が検出できたに過ぎず、古代まで遡る遺構は検出できなかった。 |
| 第 7 次 平成 14 年度 | SD13 の延長となる南北溝を発見することを目的とし、金堂跡南西約 100mの休耕地と、その南 15mにある休耕地を調査した。しかし、古代まで遡る遺構は検出できなかった。両調査区は寺域外である可能性が高いが、遺構が削平されたとも考えられた。 |
| 第 8 次 平成 15 年度 | 寺域の北端を確認することを目的とし、金堂跡北約 100mの休耕地を調査した。当該地はこれまで寺域外と考えられていたが、古代の東西溝や土器溜りを検出した。調査区は寺域内と考えられ、寺域の南北長が 240m以上となることがわかった。 |
| 第 9 次 平成 16 年度 | 金堂の範囲を明確にすることと、中門あるいは回廊の確認を目的として、金堂跡北半部（A 区）と、金堂跡と南門推定地のほぼ中間地点（B 区）を調査した。A 区において、金堂の基壇の北西隅及び北端が確認できた。B 区においては、遺構は検出できず、削平された可能性が高いと考えられた。また、調査前に地下レーダー探査を行ったところ、金堂基壇跡などのデータが確認でき、有効であると結論付けられた（写真 5）。 |

| 次数 調査年度 | 内 容 |
|--------------------|--|
| レーダー探査 平成 17 年度 | 平面的な広がり是不明ではあるが、5か所で遺構の可能性が確認できた。 |
| 第 10 次 平成 18 年度 | 金堂の位置を明確にすることを目的とし、金堂南半部を調査した。当初、金堂基壇の南端ラインと結論したものが、後日の再検討により誤認と判明し、調査区全体が金堂の基壇内であることに修正した。 |
| 第 11 次 平成 19 年度 | 塔の基壇の規模と塔が再建されたことの確認を目的とし、塔跡を調査した。結果、塔の基壇の西端及び東端が確認でき、その東西長が 14.5m であると確定できた。また、基壇の土中に瓦片を含んでいることから、塔が再建されたことも確定できた。 |
| 第 12 次 平成 20 年度 | 講堂跡の範囲確認調査を行い、その位置を確定することができた。また、基壇の南縁を飾っていた瓦積を確認できた。中世の溝を検出したが、第 4～7 次調査で検出した溝と同じく屋敷の区画溝であると考えられた。 |
| 第 13 次 平成 21 年度 | 西側の回廊跡推定地を調査した。回廊跡そのものの遺構は確認できなかったが、検出遺構の状況により回廊の位置をおおよそ特定できた。 |
| 第 14 次 平成 22 年度 | 講堂跡では礎石 2 点を検出したが、中世の屋敷地の造成のため、講堂基壇の西端及び北端の範囲を確認できなかった。東側の回廊跡も後世の水田開発や天地返しのため確認できなかった。 |
| 第 15 次 平成 23 年度 | 寺域の西端を確認するために調査した。西端は確認できなかったが、西端を示す可能性がある南北方向の溝を複数検出した。 |
| 第 16 次 平成 24 年度 | 寺域の東端を確認するために調査した。東端は確認できなかったが、東端を示す可能性がある南北方向の溝を複数検出した。 |
| 第 17 次 平成 25 年度 | 寺域の北端を確認するために調査したが、特定には至らなかった。また、次年度調査のための予備調査を行った。 |
| 第 18 次 平成 26 年度 | 寺域の南東端を確認するため発掘調査したが、第 3 次調査で確認された SD30 に対応する東西溝は検出できなかった。塔跡の北東で東端を確認するために調査したが、中世に再投棄された瓦溜りとその下層に第 16 次調査で検出した南北溝に繋がると考えられる複数の溝を検出した。 |
| 第 19 次 平成 27 年度 | 寺域の北西端を確認するための調査を実施。北及び西への地形の落ち込みを確認し、その内側では古代から中世にかけての溝や井戸などを複数検出した。 |



写真 4 出土軒丸瓦

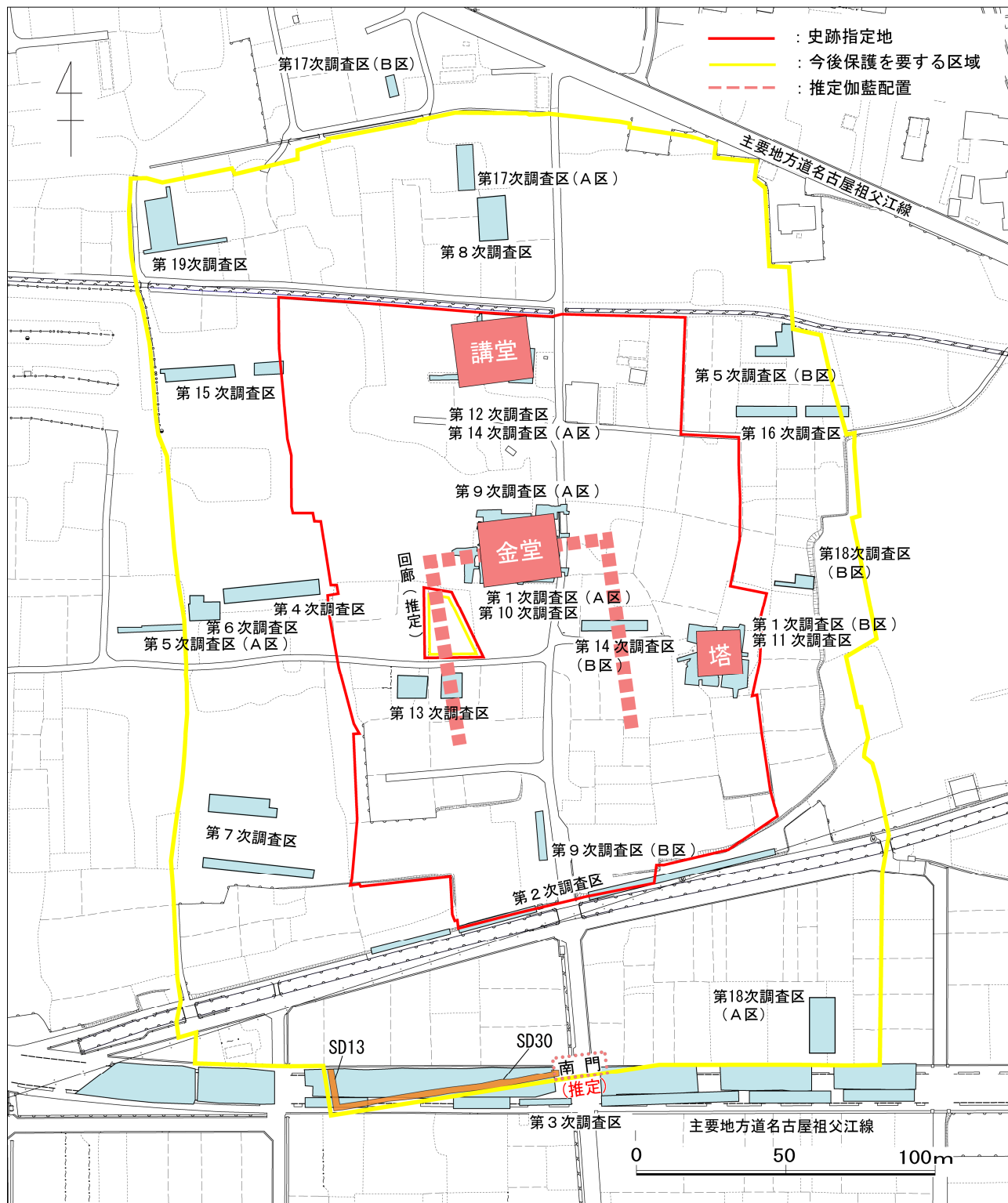


図 12 発掘調査区位置図

第3節 史跡を構成する諸要素

1 構成要素の区分

史跡尾張国分寺跡に関する諸要素は、次のとおりに分類される。

史跡を構成する諸要素は、史跡の本質的価値を構成する諸要素と、史跡の本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素に分けられる。この他に、史跡の周辺環境を構成する諸要素がある。

(1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素

国分寺跡を構成している金堂跡、塔跡、講堂跡などの遺構及び埋蔵遺物があり、史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値を有する要素で、改変することなく確実に保存するものである。

(2) 史跡の本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

時間の経過の中で、自然的、人為的に付加された諸要素である。石碑、説明板、植木・苗木、道路、建築物がある。

(3) 史跡の周辺環境を構成する諸要素

史跡の周辺において、史跡の活用を図るうえで有効な施設、史跡を構成する諸要素や史跡の立地、成立の基盤となっている地形や自然環境などである。

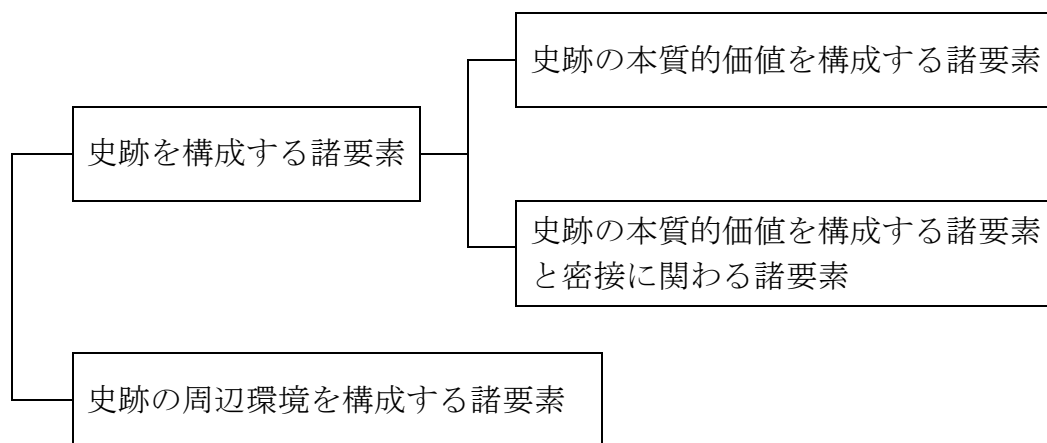


図13 史跡を構成する諸要素

表5 史跡を構成する諸要素の一覧

| 区分 | 要素 | 内 容 | |
|-----------------|----------------------------|--|--|
| 史跡を構成する諸要素 | 史跡の本質的価値を構成する諸要素 | 中心伽藍 | 金堂跡、講堂跡、塔跡、回廊跡などの遺構及び埋蔵遺物がある(図14)。 |
| | | 金堂跡 | 基壇規模が東西幅25.6m、南北幅21.6mで、瓦積み化粧 |
| | | 塔跡 | 基壇の平面形はほぼ正方形、東西幅が14.5m、南北幅が14.7mで、瓦積み化粧。礎石が4個見られる。 |
| | | 講堂跡 | 建物の規模については明確になっていない。礎石が2個検出されている。 |
| | | 回廊跡 | 推定では回廊の外枠の距離が東西約60m、南北約85m |
| | 寺域 | 東西約200m、南北300mの範囲と考えている。 | |
| | 南門跡 | 存在が推定されている。現状は道路敷(図14) | |
| | 区画溝 | 南門跡(推定)の西面に取り付く溝SD30と溝SD13で、現状は道路敷(図14) | |
| | 史跡の本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素 | 石碑 | 「尾張国分寺舊址」の石碑が立っている。(写真2、図16) |
| | | 説明板 | 尾張国分寺跡の説明看板が1つ、その他、誘導看板などが設置(写真2、図16) |
| 植木・苗木 | | ほとんどが畑地、畑地には植木・苗木が栽培 | |
| 工作物 | | 史跡指定地南側入口、尾張国分寺跡の説明看板の背後にガードレールが設置(写真2、図16) | |
| 道路 | | 市道及び里道が存在(図8) | |
| 建築物 | | 造園業者倉庫が1棟(図16) | |
| 史跡の周辺環境を構成する諸要素 | 説明板 | 今後保護を要する区域内に案内看板が1つ設置(写真2、図16) | |
| | 植木・苗木 | 一部の水田を除きほとんどが畑地、植木・苗木が多く栽培され、自然や緑にあふれている。 | |
| | 水路・側溝、橋梁 | 今後保護を要する区域内に農業用水路が2路線、橋梁が3つ(椎木橋、中椎木橋、大門橋)、道路側溝が存在(図16) | |
| | 水道施設 | 今後保護を要する区域内に埋設されている水道管が存在 | |
| | 工作物 | 今後保護を要する区域内に標識、ガードレール、電柱が設置(図16) | |
| | 河川 | 二級河川三宅川が北東から南西へ蛇行して流れている。 | |
| | 道路 | 北と南に主要地方道名古屋祖父江線、東に西尾張中央道、西に県道津島稲沢線が通っている。 | |
| | 建築物 | 南には愛知県植木センター、北側には住宅地 | |

なお、平地の部分の多くが埋蔵文化財包蔵地(資料3)として周知され、保全が図られている。

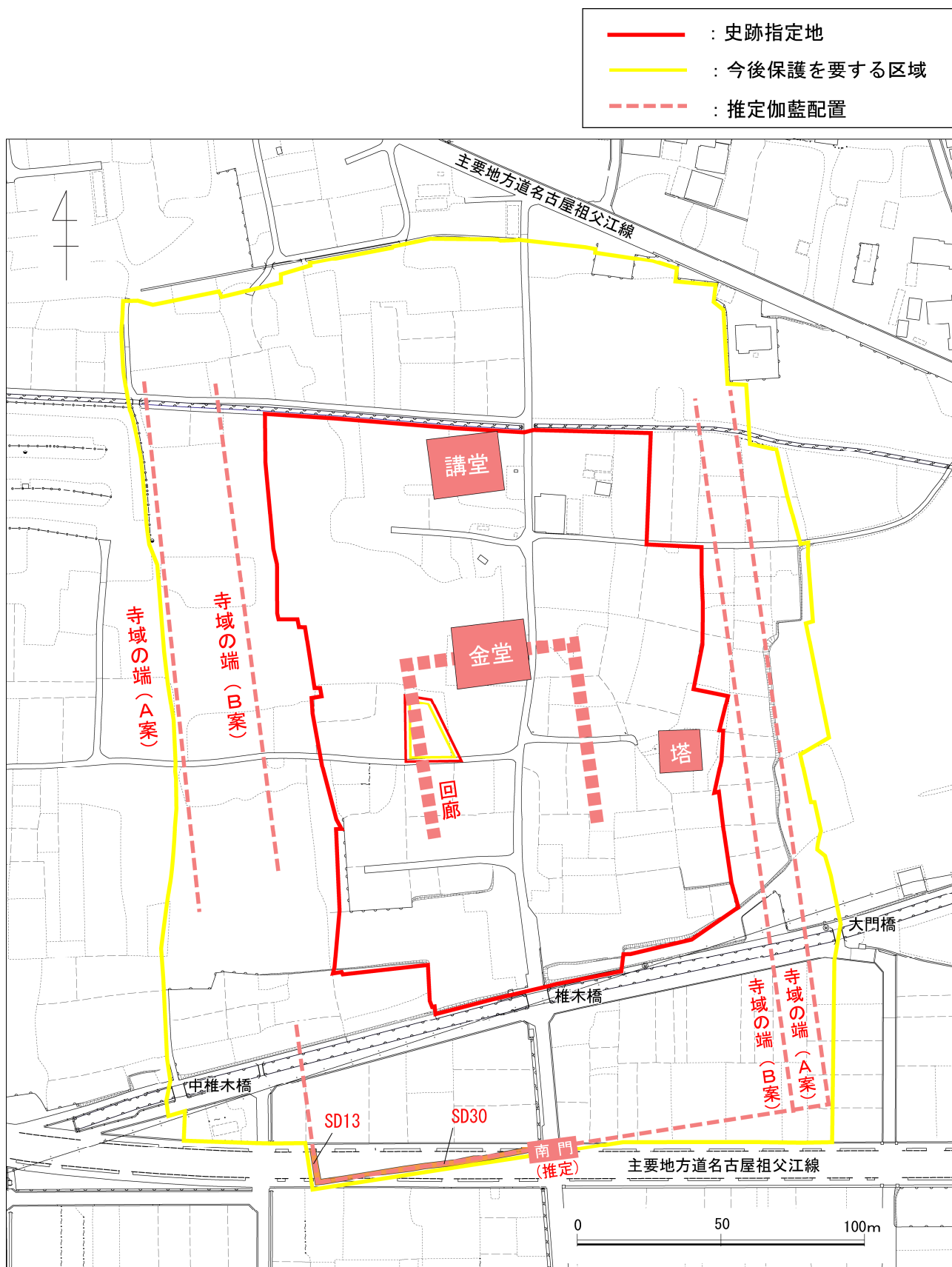


図 14 伽藍配置の復元図

2 史跡の本質的価値を構成する諸要素の概要

(1) 中心伽藍

これまでの発掘調査の結果、金堂跡、塔跡、講堂跡、回廊跡などの遺構が確認され、伽藍中枢部の規模がほぼ判明している。主要建物間の距離は、金堂跡と講堂跡の間が約45m、金堂跡と塔跡の間が約50mである。

①金堂跡

金堂は本尊の仏像を安置するための建物。第1次調査で基壇化粧は瓦積基壇であり、東西幅が25.6m、南北幅が21.6m、方位が真北に対し $6^{\circ}42'40''$ 西にふれていることが明らかとなった〔浅野1968〕。

金堂跡の基壇内に残存する版築土の厚みは、第9次調査では40cm、第10次調査では55cmを確認し、第1・9・10次の3回の調査のいずれでも、軟弱な地盤を補強するために、15～25cmの栗石(玉石)を版築内の所々に混ぜて突き固めていた〔浅野1968、北條2005・2006〕。



写真5 第9次調査金堂跡北西隅基壇(西から)

②塔跡

塔は仏舎利(肉舎利、釈迦の遺骨)を安置するための建物で、この時期には、釈迦の教えを説いた経典(法舎利)を納めることが主流になっていた。跡地には礎石4個が残り、大正4年に建てられた石碑が建っている。

第1次調査で基壇化粧は瓦積基壇であり、基壇の平面形はほぼ正方形、東西幅が14.5m、南北幅が14.7m、方位は磁北(真北に対し $6^{\circ}35'$ 西にふれている)であることが明らかとなった〔浅野1968〕。

再調査である第11次の発掘調査で、東西幅が14.5mであることを再確認した。

塔跡の基壇内の版築土は金堂跡に比べ、たたきしめ具合が弱く、また、瓦片が多く含まれることから、創建時の基壇ではなく、再建された基壇と考えている。

この再建基壇の規模や版築土の硬度では、本来建立されたと思われる七重塔の造立は難しく、規模を縮小した三重塔ないし五重塔であった可能性が高い。

また、確認している版築土は、中心部に向かって沈み込んでおり、基壇端部の崩壊防止と考えている。確認できる礎石4個の材質は、いずれも砂岩質で、岐阜県海津市産の河戸石である。原位置からは多少動いているが、その一つは塔の心礎、それ以外も塔に使われた礎石と考えている。

③講堂跡

講堂は仏教の講義などを行うための建物。第12次調査で基壇の南端部の一部、第14次調査で礎石2個を検出したが、瓦積基壇であること、建物の方位は真北に対し 1°

西にふれており正方位に近いことが明らかになった。建物の規模については明確になっていない〔北條・中井 2009〕。

また、2種類の版築土を確認したが、金堂跡に比べて締まりがない。なお、付近は中世の屋敷地として大規模な造成がなされており、古代の遺構の残りは良くない〔北條・中井 2009〕。

④回廊跡

回廊は中庭などの周りを取り囲むように付いた廊下。第1次調査で金堂跡の西側に取り付くことを確認した。その他の部分については確認できていない。仮に、第13次調査で見つかった南北溝を回廊に伴う側溝とし、第9次調査B区（図12）の北側付近に中門を想定すると、回廊の規模は東西約60m、南北約85mになる〔浅野 1968、北條他 2011〕。

(2) 寺域

発掘調査の結果、南門跡（推定）及び寺城南西の区画溝と、西・東面の区画溝と考えられる溝跡を多数検出した。

①南門跡

南にある正門。現状は道路敷である。県道拡幅工事に係る発掘調査で検出した区画溝に挟まれる幅約12mの平坦面に推定している。金堂跡と南門跡の間は約160mである。

②区画溝

寺域の南西端については、南門跡（推定）の西面に取り付く東西に走る溝SD30とその西端から直角に北に延びる南北に走る溝SD13で区画されていたと推定されている。寺域の東・西端についてはA・Bの2案を推定している（図14）。

A案：寺域東端の第5・16・18次調査区（図12）で検出した南北溝と現況の地形から判断しているもので、自然堤防上微高地（畑地）から後背湿地（水田）に落ち込むラインとなる。西端は、一部に谷状の地形として残る南北方向に並ぶ水田と、19次調査区で検出した西側に落ち込む自然地形となるが、地形的な制約のためか金堂跡と推定南門跡を結ぶ中軸線とは平行とならない。また、寺域の西端を区画するSD13との関係から、その北側延長線上で鉤の手に屈曲してつながるものと考えられ、東西幅は220～205mの範囲と推定される。

B案：西端をSD13とし、寺域の中軸線を折り返し反転したラインを東端とするもので、塔跡と東端の間が約10mと狭くなる。この場合、東西幅は165mとなる。

北端については、第17次A区と、19次調査区の地形の落ち込みの内側は寺域内と考えられ、土地利用区分図（図8）から、自然堤防上微高地から後背湿地に落ち込むラインと推定している。この場合、南北幅約320mとなる。B案では塔跡と東端との間隔が狭くなるが、今後はA案とB案での寺域の変遷も検討課題となる。

なお、以上の寺域の遺構については、現状未指定の部分が多い。

注1 ^{ほんちく}版築：中国式の土壇・土壁の築造法で、板枠の中に土を入れて突き固め、層を重ねてつくる技法である。

参考文献

- 浅野清 1968 「尾張国分寺の発掘調査」『稲沢市史』稲沢市役所 393～426 頁
 北條献示 2005 『尾張国分寺跡発掘調査報告書 (IX)』稲沢市教育委員会
 北條献示他 2006 『平成 17 年稲沢市遺跡分布調査抄録』稲沢市教育委員会
 北條献示・中井弘次 2009 『稲沢市内遺跡発掘調査報告書 (XI)』稲沢市教育委員会
 北條献示他 2011 『尾張国分寺跡発掘調査総括報告書 (I)』稲沢市教育委員会

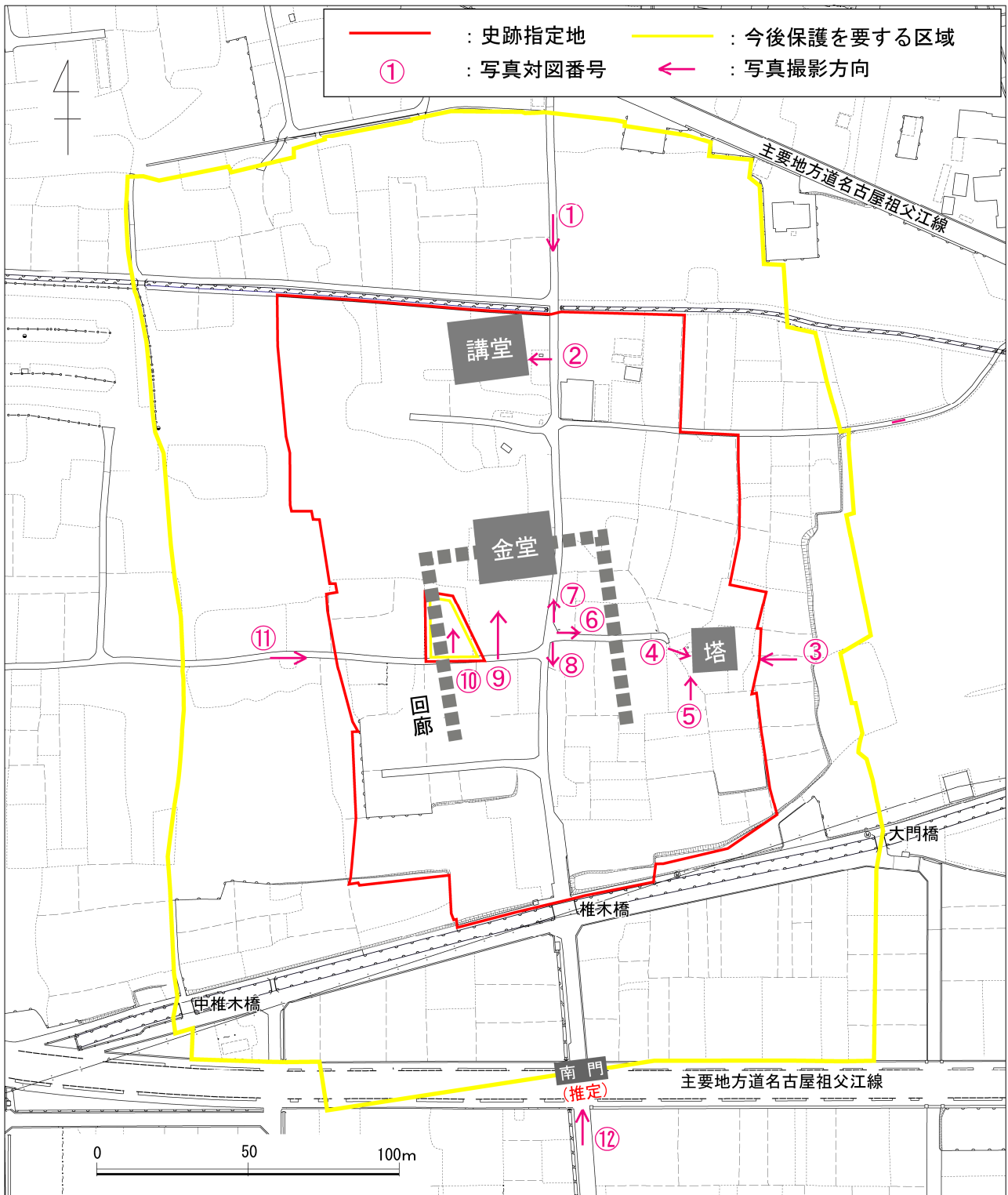


図 15 史跡の本質的価値を構成する諸要素の現況写真



①北方向から見た講堂跡の北側付近



②東方向から見た講堂跡付近



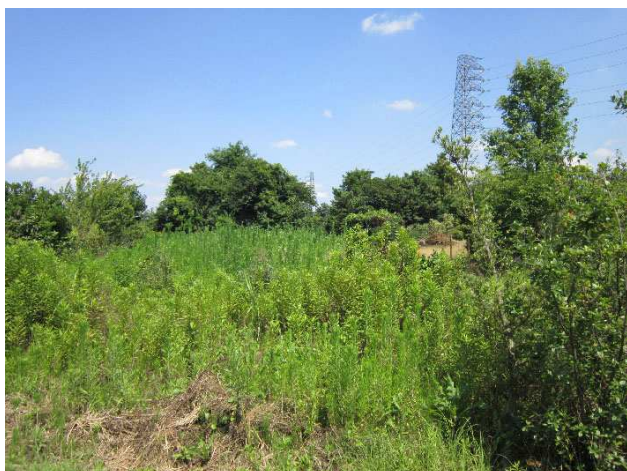
③東方向から見た塔跡東側付近



④西方向から見た塔跡付近



⑤南方向から見た塔跡の西側付近



⑥西方向から見た東面回廊跡付近



⑦南方向から見た金堂跡東側付近



⑧北方向から見た金堂跡南東側付近



⑨南方向から見た金堂跡付近



⑩南方向から見た西面回廊跡付近



⑪西方向から見た西面回廊跡付近



⑫南方向から見た南門跡付近

3 史跡の本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素の概要

①石碑

塔跡に、大正4年に建てられた「尾張国分寺舊址」の石碑が立っている。

②説明板

史跡指定地南側入口に尾張国分寺跡の説明看板と、塔跡への誘導看板が2か所設置されている。また、講堂跡の東側には、造園業者の看板が1か所ある。

③植木・苗木

ほとんどが畑地であり、畑地には植木・苗木が栽培されている。

④工作物

史跡指定地南側入口、説明看板の背後にガードレールが設置されている。

⑤道路

市道及び里道が存在する（図8）。

⑥建築物

造園業者倉庫が1棟建てられている。

4 史跡の周辺環境を構成する諸要素

①説明板

今後保護を要する区域には南側に尾張国分寺跡の案内看板が1か所設置されている。

②植木・苗木

北部には住宅地があるが、植木・苗木が多く栽培されている。今後保護を要する区域は、一部の水田を除くと、そのほとんどが畑地であり、畑地には植木・苗木が栽培されている。

③水路・側溝、橋梁

農業用水路が、今後保護を要する区域に、指定地の北側と南側に接して2路線流れている。道路側溝は、東西南北に張り巡らされている。

橋梁は、今後保護を要する区域に、5つ設置されており、南側の農業用水路の橋梁は、椎木橋、中椎木橋、大門橋である。

④水道施設

今後保護を要する区域に、埋設されている水道管が存在する。

⑤工作物

今後保護を要する区域に、標識、ガードレール、柵、電柱が設置されている。

⑥河川

二級河川三宅川が北から南へ、さらに西へ円弧状に蛇行して流れている。

⑦道路

今後保護を要する区域の北側と南側に主要地方道名古屋祖父江線が通っている。

⑧建築物

南には愛知県植木センターが所在する。今後保護を要する区域の北側、主要地方道名古屋祖父江線の北側には住宅地が広がっている。

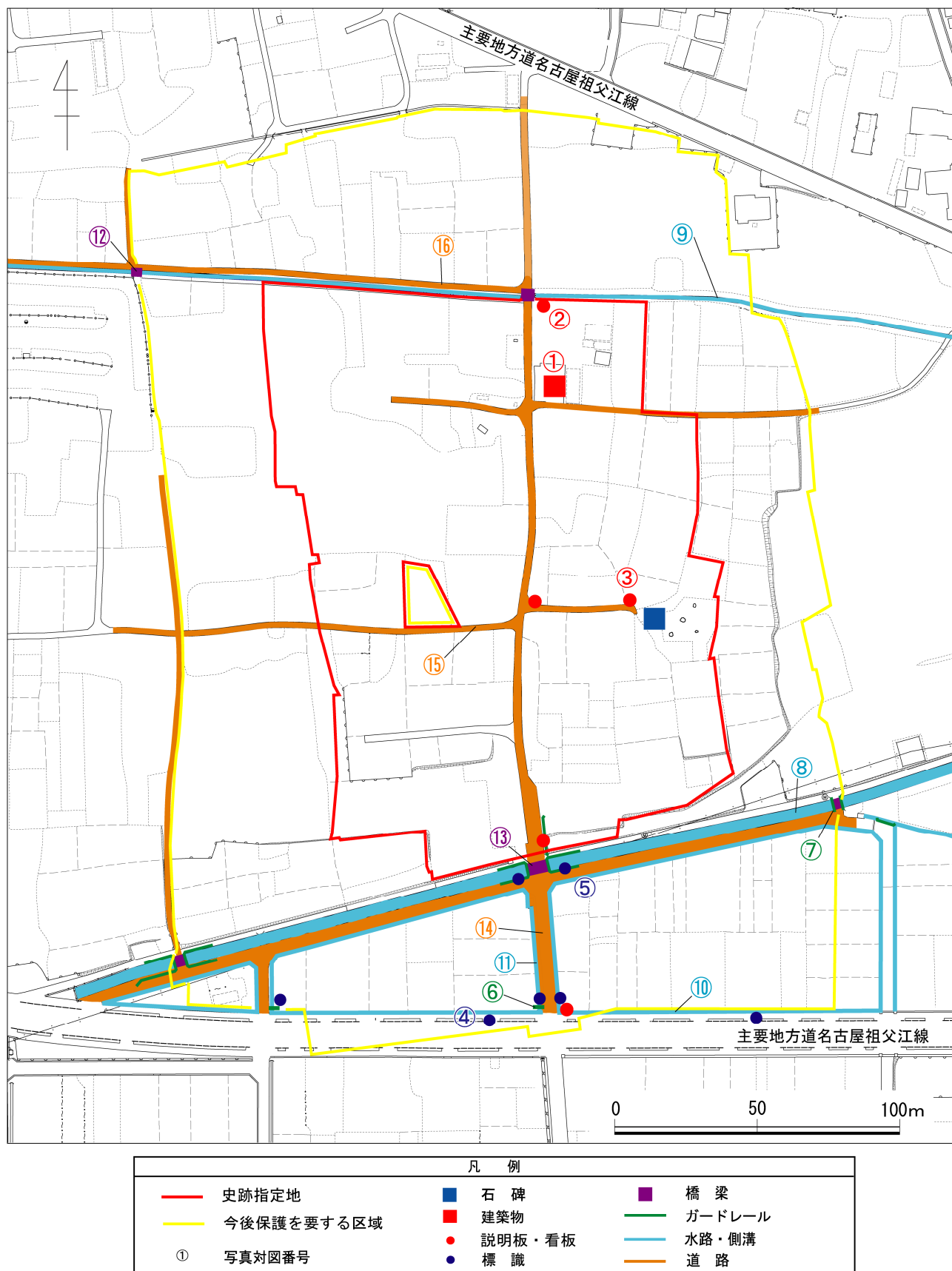


図 16 史跡の本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素の現況写真



①講堂跡南東方向にある建築物



②講堂跡東側にある看板



③塔跡北西にある誘導看板



④県道沿いにある標識



⑤指定地南端にある交通標識



⑥指定地南側、県道付近のガードレール



⑦指定地東側、水路沿いのガードレール



⑧指定地南端の水路



⑨指定地北端の水路



⑩指定地南側、県道沿いの側溝



⑪指定地南側、県道と水路の間の道路側溝



⑫指定地北西側の水路



⑬指定地南端の橋梁（椎木橋）



⑭指定地南端水路と県道間の道路



⑮金堂跡付近からの西方向への道路



⑯講堂跡から西方向への道路